

自動計量システム IC カード貸与願

年 月 日

大阪市長 様

許可番号

| | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|
| | | | — | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|

氏 名 _____ 実 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名 個人にあつては屋号及び氏名)

以下の内容により、自動計量システム IC カードの貸与を申し込みます。
貸与された IC カードは、裏面の誓約事項を遵守し適切に管理いたします。

1 車両番号：

(※緊急用自動計量システム IC カードの場合は記載不要)

2 自動計量システム IC カードの種類：(いずれか一つに○印をすること。)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 普通 | ② 普通N (入札分) |
| ③ 粗大可燃 (舞洲破碎 可燃分) | ④ 粗大不燃 (舞洲破碎 不燃分) |
| ⑤ 資源 | ⑥ プラ資源 |
| ⑦ 循環 | ⑧ 緊急 |

3 理由

- ① 承認車両の新規登録、緊急使用
- ② 承認車両の代替
- ③ 官公庁入札契約の受託 ※契約書の写・仕様書の写等を添付のこと
(契約期間： 年 月 日 ~ 年 月 日)
- ④ 舞洲破碎設備への搬入用
- ⑤ その他 ()

自動計量システム IC カード情報

右記、自動計量システム IC カードを受領しました。

年 月 日

| | |
|----------|-------|
| 発行日 | 年 月 日 |
| IC カード番号 | |

誓約事項

- 1 市域外からのごみは搬入しない。
- 2 焼却工場の受入基準を遵守すること。
- 3 産業廃棄物及びその他搬入禁止物は搬入しないこと。
- 4 本市職員又は大阪広域環境施設組合職員から自動計量システム IC カードの提示を求められたときは、その指示に従うこと。
- 5 本市職員から自動計量システム IC カードの返却を求められたときは、その指示に従うこと。
- 6 自動計量システム IC カードに記載されている車両以外で搬入しないこと。(緊急用自動計量システム IC カードを除く。)
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守すること。
- 8 自動計量システム IC カードを紛失又はき損したときは、速やかに本市に届け出ること。
- 9 自動計量システム IC カードが不要になったときは、速やかに本市に返却すること。

(裏)